

社会福祉法人いわくら福祉会役員等の費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人いわくら福祉会定款（平成29年定款第1号）第24条の規定に基づき、役員及び評議員選任・解任委員会委員（以下「役員等」という。）の費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議等の範囲)

第2条 費用弁償を支給する会議等は、次のとおりとする。

- (1) 理事会
- (2) 評議員会
- (3) 監査
- (4) 評議員選任・解任委員会
- (5) その他理事長が認めた会議、研修及び諸行事等

(費用弁償の金額)

第3条 役員等が、前条の会議等に出席したときは、費用弁償として交通費実費弁償等（1日につき2,000円）を支給する。

2 交通費の実費等が前項の費用弁償額を超える場合には、社会福祉法人いわくら福祉会旅費規程（平成27年規程第14号）により支給する。この場合、前項の費用弁償は行わない。

3 法人の職員が役員等に就任した場合は、第1項の費用弁償は支給しない。

(支給方法)

第4条 前条第1項の費用弁償は、会議等に出席する都度支給する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2025年7月1日から施行する。